



大和都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画変更の図書を公衆の縦覧に供する。

1. 変更に係る都市計画の名称及び概要並びに都市計画を定める土地の地域

名称	都市計画の変更に係る土地の区域	概要
3. 4. 712 畠田菩提線	王寺町畠田4丁目、5丁目、6丁目	一部廃止（約890m） 及び名称の変更
3. 5. 710 王寺河合線	王寺町舟戸1丁目、3丁目	全部廃止（約900m）
3. 7. 713 天平台畠田線	王寺町太子1丁目、畠田6丁目、7丁目	一部廃止（約1,020m） 及び名称の変更
8. 7. 711 大和川歩行者専用道路	王寺町久度2丁目	全部廃止（約270m）

2. 縦覧場所 王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課

3. 縦覧期間 午前8時30分から午後5時15分まで
※土・日・祝日を除く

平成29年 3 月 30 日

王寺町長 平 井 康 之

